

二〇〇五年一月日から施行された「書籍雑誌への貸与権の適用」を含む著作権法改正以前に、何の行動も起こさなかった図書館界……。この法改正が図書館に与える影響とはどのようなものか？また、現在文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、次回の著作権法改正に向けて審議が継続している。著者・末廣恒夫さんは、多くの著作権を取り扱う図書館は、次回法改正に向けて、声をあげていくべきだと提唱する。

書籍雑誌への貸与権の適用と図書館

何の対応もしなかった図書館界

二〇〇五年一月一日から著作権法改正が施行された。今回の法改正では、「音楽レコードの還流防止措置」「書籍・雑誌への貸与権の適用」「罰則の強化」が組み込まれた。「還流防止措置」は、アジアから現地ライセンス版（正規版）の日本への逆輸入を防ぐ目的で設けられたが、洋楽CDの並行輸入版も規制できる条文であったため、インターネット上で多くの反対の声が上がり、様々な検証や反対活動が行われた。音楽ファンだ

けでなく、ミュージシャンや評論家などの音楽関係者も反対の声を上げ、マスコミでも大きく取り上げられた。法改正後は洋楽の並行輸入が妨げられることのないよう、インターネット上を中心に監視活動が行われている【注01】。

一方「書籍・雑誌への貸与権の適用」については、漫画家や作家、出版社らが大規模な「レンタルブック店」の登場によって損害を受けているとの主張（筆者はこの主張を根拠が無いものだと考える）によって法案に盛り込まれた。直接の対象となったレンタルコミック業界などが反対の声を上げたものの、反対の声はほとんど広がらなかった。マスコミ報道も、漫画家の首相への陳情を報じるなど、貸与権の適用に好意的なものも多く、また、貸与権についても「貸本業から著作権料を徴収する権利」というような、正確なものが多かった。

図書館界においても、書籍・雑誌への貸与権適用が問題にあげられることは無く、図書館界としては何の行動も起こさな

文・末廣恒夫

すゑひろ・つねお●社員。
大学で図書館・情報学を専攻。
一九九五年四月から二〇〇五年三月まで
企業内専門図書館勤務。
二〇〇〇年六月より
「複写と著作権メーリングリスト」を運営。

かった。しかし、書籍・雑誌への貸与権適用が本当に図書館活動に影響を及ぼさないのだろうか、そして図書館界は何をすべきだったのだろうか。本稿ではそれらについて述べてみたい。その前に、筆者のスタンスを明らかにしておく。筆者は大学で図書館・情報学を専攻し、企業内専門図書館に勤務してきた。公共図書館に関しては一利用者、しかもあまり熱心でない利用者には過ぎない。文献複写の問題から著作権に関心を持つようになり、著作権についてのメーリングリストを運営している【注02】。貸与権については、企業内専門図書館の活動に影響を及ぼすのではないか、との懸念からいろいろと調べるようになった。

貸与権とは何か

では最初に、貸与権がどのような権利か、確認してみよう。貸与権は著作権法第二十六条の三で規定されている。

（貸与権）



【注01】 ブログを中心とした反対活動・監視活動については、下記を参照。末廣恒夫、ブログガイド100@2005著作権（特集・著作権）、「ユリイカ」、Vol.37, No.4, (2005), p.208-211。
【注02】 複写と著作権メーリングリスト http://members.at.infoseek.co.jp/copy_and_copyright/copy_ml.html

第二十六条の三 著作権者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

「○○する権利を専有する」とは、その人だけが○○できる、ということ、その人以外の人には○○できないということだ。「貸与権」とは権利者だけが「貸与」できるということ、権利者以外の者が貸与を行う場合は、権利者の許諾が必要だ。権利者は許諾を求められた場合、拒否しても構わないし許諾しても構わない。許諾する場合も条件をつけたり、対価を要求したりすることが出来るし、何の条件もつけずに許諾することも可能だ。そして、他者による貸与を絶対に認めない、禁止するということも出来る。このような権利のことを許諾権とか禁止権とかいうのはそのためだ。

貸与権は「許諾権」であり「禁

止権」ということだ〔注03〕。なお、著作権法第二条8項で貸与について次のように定義されていた。

（定義）

第二条

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

この条文では具体的にどの様な行為が貸与に含まれるか分かりにくい、加戸守行著『著作権法逐条講義 四訂新版』では「買戻し特約付譲渡方式」「下取り方式」「共同購入方式」が貸与とみなされるとしている〔注04〕。このように著作権法における貸与の概念は、一般の概念よりも広い。

適用の「例外」

さて、これまで書籍・雑誌に貸与権が適用されていなかったのは、附則第四条の二で次のよ

うに定められていたからだ。

（書籍等の貸与についての経過措置）

附則第四条の二 新法第二十六条の三の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には、当分の間、適用しない。

では、これまで書籍・雑誌に貸与権が適用されていなかったのはなぜだろうか。もともと、貸与権はレンタルレコード業の隆盛により、レコード会社などが損害を受けているとの認識の上に設けられた権利である。その際にこの附則がつけられたのだが、『著作権法逐条講義 四訂新版』によると、「①貸本業の歴史的経緯、②貸本業の実態、③集中的処理機構の未整備」の三点を上げている〔注05〕。今回の法改正で、この附則第四条の二が廃止され、一月一日からは書籍・雑誌も権利者の許諾無しに公衆に貸与することはできなくなった。（ただし、二〇〇

るので、自由に行うことが出来る。

図書館の貸出に貸与権は及ばないのか？

さて、書籍・雑誌の貸与権の適用が、図書館での貸出に影響を与えるのだろうか？ 前述のように、貸与権が制限されるのは非営利・無料の貸与だけだ。図書館関係の権利制限では第三十一条があるが、第三十一条が制限しているのは複製権であつて貸与権ではない。図書館だからといって貸与権は制限されな

四年八月一日時点で貸与のために所有している書籍・雑誌は改正法附則第四条により、対象外とされている）

なお、貸与権にも権利制限がある。著作権法第三十八条4項には次のように定められている。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

この条項により、非営利・無料の貸与には権利は及ばず、著作権者の許諾を得ることなく、自由に行うことが出来る。しかし、非営利・無料の場合を除けば、権利者に無断で書籍・雑誌を貸与出来なくなったのだ。つまり、この条項により、非営利・無料の貸出は営利を目的としておらず、料金も徴収してはいけないので、公共図書館での貸出には影響が無いと考えていいだろう。しかし他の館種ではどうだろうか？ 弁護士の小倉秀夫氏は、ダンス教室でレッスンの際に音楽をかけることが非営利・無料の演奏に当たらないとの判例を元に、私立大学図書館での貸出が非営利・無料の貸与とは見なされない可能性を指摘した〔注06〕。また筆者も、学協会などの団体が会員向けに貸出を行っている専門図書館や大手スーパーが設置している子ども図書館の活動などに影響を及ぼす可能性を指摘した〔注07・08〕。

これらの指摘についての政府見解がある。民主党の川内議員らが質問主意書〔注09〕を提出したが、その質問主意書への政府答弁書から、「書籍又は雑誌の貸与に対する対価という性格を有するもの」が料金で「一般的な運営費や維持費に充てられた

まり、非営利であつても有料の貸与、無料であつても営利の貸与も権利者の許諾なしには行へなくなつたのだ。

これまでのことをまとめてみると、つぎの様になる。

一：書籍・雑誌には貸与権が及ばなかつたので、誰もが自由に貸与を行うことが出来る。

二：しかし今回の法改正により、書籍・雑誌にも貸与権が及ぶようになり、著作権者に無断で貸与を行うことは出来なくなった。

三：ただし非営利・無料の貸与については権利が制限されてい

〔注03〕 田村善之氏は「貸与権」を「貸与禁止権」として解説を行っている。田村善之、『著作権法概説[第2版]』。有斐閣、2001, p.124-130.

〔注04〕 加戸守行、『著作権法逐条講義 四訂新版』。(社)著作権情報センター, 2003, p.73-74. 〔注05〕 加戸守行、『著作権法逐条講義 四訂新版』。(社)著作権情報センター, 2003, p.750.

〔注06〕 小倉秀夫。第25講：真つ当な私立大学がみんな犯罪者になる日

GL COLUMN：05（どこかおかしい21世紀の日本をリーガルにサバイブするデジキッズのための法律講義）。

「ゲームラボ」, 2004年4月号, P.122-123.

〔注07〕 末廣恒夫。図書館と著作権—複写と貸出を中心に—。「情報管理」。

Vol.47, No.-1, (2004), p.1-7.

〔注08〕 末廣恒夫。貸与権の問題点。http://d.hatena.ne.jp/copyright/20040314/p1

〔注09〕 川内博史。近藤昭一。国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問主意書。平成十六年五月十三日提出質問第九六号。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a159096.htm

めの利用料であると認められる場合」は料金には該当しない、「業としてのその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行なう者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合」が営利であることが確認された〔注10〕。これにより、私立大学図書館の貸出は、貸与権が及ばないことが確認された。ただし、大手スーパーの子ども図書館が行っている貸出については、貸与権が及ぶ可能性が残っている。

だが、この「営利」と「料金」の政府解釈を得たことは、多くの図書館での貸出に貸与が及ばないと主張する際に大きな武器になる。

例えば、医学書院の社長で文化審議会著作権分科会委員でもある金原優氏は「ビジネス法務」誌のインタビューで「貸与権が認められると、著作者は図書館に対して、貸与に対する報酬を主張できます。」と述べている〔注11〕。この金原氏の主張は全く根拠がないが、このようなことを述べる出版関係者もい

る。彼らに対してきちんと反論していく上で、川内議員らの質問主意書の持つ意義は非常に大きい。

図書館界は、何をすべきだったのか

一方で図書館界は貸与権の問題について、動くことは無かった。逆に、専門図書館協議会著作権委員会前委員長の前園氏は、「専門図書館」誌上で、貸与権は専門図書館には影響を及ぼさないとの持論を述べた〔注12〕。結果としては前園氏の見解は政府見解と大きく違いは無かった訳だが、前園氏が政府見解を質したわけではない。発行時期から考えると、川内議員らの質問主意書に対する政府答弁が出る前に執筆したものと思われるし、文中にも言及は無かったので、あくまで前園氏個人の見解に過ぎないと思われる。

たまたま、川内議員らが質問主意書を提出したため政府の見解を確認できたが、質問主意書が提出されなかった場合、いくら前園氏が「問題ない」と述べ

ても、何の保証にもならなかっただろう。前園氏や専門図書館協議会がすべきだったのは、前園氏個人や専門図書館協議会の見解を述べるのではなく、政府に対して確認を取ることではなかったか。それが、会員の不安を解消することだと思う。

なお、書籍・雑誌への貸与権適用を受け、出版社や漫画家・作家などが中心となって、貸与権の許諾窓口となる有限責任中間法人出版物貸与権管理センターが設立され、著作権等管理事業者として登録されている。しかし、レンタルコミック店などの利用者との協議は二〇〇五年六月末の時点で合意に至っていない。そのため、実際の許諾業務はまだ行われていないのが現状だ。法改正が成立する際に国会の両院において次の附帯決議がなされている。

参議院附帯決議

七、書籍・雑誌に貸与権を付与するに当たっては、その趣旨にかんがみ、公正な使用料と適正な貸与禁止期間の設定によって許諾し円

滑な利用秩序の形成を図るとともに、貸与権を管理する新たな機関が、権利者の保護と書籍等の円滑な利用の促進という要請にこたえることができるよう体制を整備すること。

衆議院附帯決議

十一 書籍・雑誌の貸与権の行使に当たっては、公正な使用料と適正な貸与禁止期間の設定によって許諾し、円滑な利用秩序の形成を図るよう配慮すること。また、権利者の利益の保護を図るとともに書籍・雑誌の円滑な利用の促進に資するため、書籍・雑誌の貸与権を管理する新たな機関の適切な運営及び環境の整備に努めること。

現在の状況は、この附帯決議には応えていない。一日も早く許諾体制を整備すべきだろう。書籍・雑誌への貸与権の適用を主張した人たちは、この附帯決議に応える義務があると思う。

出版社や作家・漫画家らが出した要望

文化庁は次回の法改正に向けて、各種団体に対して著作権法改正の要望事項を募ったが、出版社や作家・漫画家らは、図書館対策としての「公貸権」、新古書店対策としての「消尽しない譲渡権」、マンガ喫茶対策としての「展示権の拡大」、著作権隣接権としての「出版社の権利」等の要望を出している〔注13〕。また、「公貸権」を要求する動

きも依然として行われている〔注14〕。「公貸権」は図書館がターゲットになっているので分かり易いが、「消尽しない譲渡権」は蔵書の寄贈や廃棄に影響を及ぼす可能性があるし、「展示権の拡大」は館内閲覧に影響を及ぼす可能性がある。「出版社の権利」の拡大についても、第三十一条に影響を及ぼす可能性があり、いずれも予断を許さない。現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、次回の著作権法改正に向けて審議を行っているが、これらの要

望については審議が行われていないため、即座に法改正に盛り込まれる可能性は大きくは無いが、その動向には注意しておきたい。今回のように図書館界として何の対応もしないまま、著作権法が改正されてしまう事態だけは避けるべきではないか。図書館では多くの著作物を取り扱っている。図書館員には著作権についての知識が必要不可欠であり、同時に著作権法改正の動向にも注意を払うべきだろう。

〔注10〕 衆議院議員川内博史君外一名提出 今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書。内閣衆質一五九第九六号 答弁第九六号 平成十六年五月二十五日 http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b159096.htm

〔注11〕 金原優。【特別インタビュー】著作権法改正！出版業界が考える権利のあり方。(特別企画「著作権」問題最前線)。「ビジネス法務」. Vol.4, No.6, 2004, p. 11-16.

〔注12〕 前園主計。著作権法附則4条の二の廃止と専門図書館。

「専門図書館」. No.205, 2004, 17-19.

〔注13〕 著作権法改正要望事項に対する意見募集の結果について

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04110401/004.htm

〔注14〕 作家の秦幸平氏のサイトの平成十六年五月十七日付けの記述に、日本文藝家協会、日本ペンクラブ、日本図書館協会の三者で「公貸権」についての共同声明を出す動きがあったが、井上ひさし日本ペンクラブ会長より却下された経緯が述べられている。平成十六年(2004)五月 闇に言い置く 私語の刻 <http://www2s.biglobe.ne.jp/~hatak/iken32.html>